

【札幌市採用希望】令和6年度（令和5年度実施）教員採用選考検査における主な変更点

1 小学校・幼稚園教諭区分及び中学校・高等学校教諭区分における「小中一貫した教育」推進枠の新設

「小中一貫した教育」を推進する観点から、小学校・幼稚園教諭区分及び中学校・高等学校教諭区分において、採用予定数のうち、各区分5名程度を「小中一貫した教育」推進枠として登録します。

- ※ 小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の両方を所有（取得見込みを含む）する者に対し、出願時点で「小中一貫した教育」推進枠での採用を希望するか確認します。
- ※ 選考のうえ、当該枠で登録の対象とならなかった希望者も、出願した受検区分における選考の対象となります。
- ※ 当該枠で登録となった者は、受検区分に関わらず、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）に配属され、2校目は原則、1校目とは異なる校種へ配属されます。

「小中一貫した教育」推進枠で登録となった場合	採用時の配属先は、下記のいずれかとなります。 <ul style="list-style-type: none">・小学校【A】・義務教育学校（前期課程）【A】・中学校【B】・義務教育学校（後期課程）【B】・中等教育学校（前期課程）【B】 1校目の配属先が【A（B）】だった場合、2校目は【B（A）】のいずれかに配属となります。
「小中一貫した教育」推進枠で登録の対象とならなかった場合	出願した受検区分において選考を行い、 <ul style="list-style-type: none">・小学校・幼稚園教諭区分で登録となった場合は、本人の希望や所有免許の状況等を踏まえ、小学校、義務教育学校（前期課程）又は幼稚園に配属されます。・中学校・高等学校教諭区分で登録となった場合は、本人の希望や所有免許の状況等を踏まえ、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、中等教育学校に配属されます。

2 臨時教員特別選考の資格要件の緩和

出願しようとする受検区分と異なる職種の臨時教員としての勤務実績であっても、特別選考の資格要件に該当するものとします。

(例1) 養護教諭区分で出願する場合	札幌市立小学校の通常学級や特別支援学級における臨時的任用教諭としての経験も、資格要件に該当する勤務実績としてみなします。
(例2) 小学校・幼稚園教諭区分で出願する場合	札幌市立幼稚園・学校における臨時的任用養護教諭としての経験も、資格要件に該当する勤務実績としてみなします。

3 中学校・高等学校教諭区分における第2次検査の実技（音楽）の変更

歌唱課題を「初見視唱」から、「あらかじめ指定した課題曲の歌唱」へ変更します。
課題曲は「コールユーブンゲン」から指定する予定です。